

利用できる手当(介護関係)

【雇用保険からの手当 *介護休業給付金*】

■ 支給対象者 ■

家族を介護するために休業を取得した場合、雇用保険の一般被保険者の方で、介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月ある方に介護休業給付金が支給されます。

■ 支給対象となる介護休業 ■

介護給付金は①及び②を満たす介護休業について支給対象となる1人の家族につき1回の介護休業期間に限り支給されます。(ただし、介護休業開始日から最長3か月間)

- ① 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護(歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること)を必要とする状態にある家族を、介護するための休業であること。
- ② 被保険者がその期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

■ 給付内容 ■

介護休業給付金は、介護休業期間を開始日から起算した1か月ごとの期間「支給単位期間」に区切り、それぞれの期間ごとに支給額を計算し、それらの合計額を一括して1回で支給します。

■ 支給額 ■

介護休業給付金の各支給対象期間ごとの支給額は原則として、休業開始時の賃金月額×40%となります。

- ※ 賃金月額は、上限と下限が決められており、この額は毎年8月1日に変更されます。
- ※ 支給対象期間中に賃金支払日があり、そこで支払われた賃金の額と休業開始前賃金月額の40%相当額の合計額が、賃金月額の80%を超えるときには、当該超えた額が減額されて支給されます。

【共済組合からの手当 *介護休業手当金*】

雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることが出来ない場合、申請すると介護休業手当金が支給されますので共済担当者へ連絡をして下さい。

組合員が介護のための休業により勤務に服することが出来ないとき、1日につき標準報酬の日額×40%を給付します。(定員内職員のみ)

詳しくは、

教育文化学部・工学資源学研究所の総務担当

医学系研究所・医学部・附属病院は、企画管理課経理担当(常勤職員)、総務課人事担当(非常勤職員)又は人事課共済組合担当にご照会ください。